

日薬情発第10号
令和3年4月8日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 森 昌平

競技会時の糖質コルチコイドの口腔内局所使用の禁止について(周知のお願い)

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

既に効力を発揮している通知のため、別添にも記載がありますが、今後アスリートの方からご相談がありましたら、現在使用されているアスリートの方は速やかに中止し、他の医薬品へ変更していただき、直近で使用された方は記録を残す等のご対応をお願いしてください。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

公益社団法人日本薬剤師会
中央薬事情報センター 医薬情報管理部
アンチ・ドーピング 御担当者様

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
専務理事 浅川 伸
< 公 印 省 略 >

Global DRO掲載医薬品の表示変更に関する注意喚起について

2013年より当機構のWEBサイトで公開しておりますGlobal Drug Reference Online (Global DRO Japanサイト)に掲載されています医薬品の投与経路について、この度、令和3年3月22日付で世界アンチ・ドーピング機構List Expert Groupより以下のとおり通達がありました。現在、Global DRO Japanサイトに掲載されている情報はすでに修正されておりますが、引き続きパートナー国(米国、カナダ、イギリス、スイス、オーストラリア、ニュージーランド)も順次調整しながら修正を進めております。

[修正前] 糖質コルチコイドの口腔内への局所使用として『禁止されない』と表示

競技会	競技会外
✓ 禁止されない	✓ 禁止されない

[WADA通達後] 糖質コルチコイドの口腔内局所使用は、競技会時に『禁止』

競技会	競技会外
✕ 禁止	✓ 禁止されない

※投与経路は、“経口投与”あるいは、“局所（経口投与）”と表示を順次変更

- 口腔内局所使用例：口腔軟膏、口腔内局所貼付剤 等
- 処方例：口内炎、口唇炎の治療時に処方されることがある。
- 商品例示：アフタゾロン口腔用軟膏、アフタッチ口腔用貼付剤 等

なお、世界アンチ・ドーピング規程における

「競技者の役割及び責務(21.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと)」の観点から、

- 以前使用したことがあるアスリートの方：速やかに他の治療薬へ変更いただくことを推奨
- 現在使用しているアスリート：
 - 1) 速やかに使用を中止し、禁止物質を含まない他の治療薬へ変更ください。
 - 2) 服薬履歴をつけること（最終使用日、商品名、使用期間 等）
 - 3) (手元に医薬品が残っている場合には)手元にある医薬品を保管すること

競技団体の皆様におかれましては、所属する競技者及び指導者へご周知頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。